

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	うるま市 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	うるま市では、経済的・環境的な理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対し、老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務を行います。 ①福祉の措置 ②措置に要する費用の支弁 ③措置に要する費用の徴収 ④措置に関する調査の囑託及び報告の請求に関する事務 ⑤老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分に関する事務 ⑥老人福祉法第5条の4、第5条の5及び第6条の2に規定する福祉の措置に関する事務
③システムの名称	1. Acrocity標準仕様対応版 → Acrocity標準仕様対応版 2. MCWEL介護保険 3. WEL+福祉総合 → 総合福祉システム KKCWEL+ 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 高齢者福祉情報ファイル (2) 高齢者施設入所情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表61 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表第86項及び第87項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 福祉部 介護長寿課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-3208

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者を限定することで、適切な管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [9) 従業員に対する教育・啓発] </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条・第21条 別表第二 61.62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条 別表第二 61.62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事前	記載している根拠法令等変更
平成29年7月11日	II 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成29年7月11日	II 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成30年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条 別表第二 61.62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条7項 別表第二の61.62項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事前	
平成30年7月11日	II 1. 対象人数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
平成30年7月11日	II 2. 取扱者数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
令和1年5月24日	II 1. 対象人数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	II 2. 取扱者数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	株式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS高齢者福祉 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. PLANETS高齢者福祉 2.AcrocitiyV3 3.MCWEL介護保険 4.WEL+福祉総合 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	使用しているシステムの変更
令和3年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	介護長寿課長 伊波 良治	介護長寿課長 徳山 利明	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和3年6月17日	II 1. 対象人数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	II 2. 取扱者数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	課長 徳山 利明	介護長寿課長	事後	
令和4年6月17日	II 1. 対象人数	令和3年6月17日時点	令和4年5月31日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数	令和3年6月17日時点	令和4年5月31日時点	事後	評価の再実施
令和5年6月16日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS高齢者福祉 2.AcrocitiyV3 3.MCWEL介護保険 4.WEL+福祉総合 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. AcrocitiyV3 2. MCWEL介護保険 3. WEL+福祉総合 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ	事後	使用しているシステムの変更
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0607	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0607	事後	組織改編のため
令和5年6月16日	II 1. 対象人数	令和4年5月30日時点	令和5年5月31日時点	事後	評価の再実施
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数	令和4年5月30日時点	令和5年5月31日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	I 1. ①事務の名称	養護老人ホームの措置に関する事務	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	事後	
令和6年12月25日	I 1. ②事務の概要	養護老人ホームの措置に関する事務のみ	事務の名称変更に伴い事務の概要を追加	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	1. AcrocitiyV3 2. MCWEL介護保険 3. WEL+福祉総合 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ	1. Acrocitiy標準仕様対応版 → Acrocitiy標準仕様対応版 2. MCWEL介護保険 3. WEL+福祉総合 → 総合福祉システム KKCWEL+ 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ	事前	
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一41 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表61 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	事後	
令和6年12月25日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条7項 別表第二の61.62項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第86.87項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事後	
令和7年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第86.87項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第86項及び第87項 (情報提供の根拠) なし	事後	情報照会の根拠を修正